

犯罪被害者等への 理解を深めるための講演会



日時

11月29日(金)午後1時30分から
(受付 午後1時から開始)

場所

横須賀市役所本館5階 正庁
(横須賀市小川町11番地)

主催

横須賀市

共催

神奈川県

講演内容

第1部 犯罪被害者の受ける二次被害について

講師 生方 智恵子 氏 (公認心理師、カウンセラー)

第2部 犯罪被害に遭うということ

講師 みちこ 氏(仮名) (犯罪被害者)

横須賀市では、令和4年4月1日に横須賀市犯罪被害者等基本条例を施行し、犯罪被害者等に対する支援を開始いたしました。

犯罪被害者は、被害後に身体的、心理的、経済的負担だけではなく、時には周囲の心無い対応や言動によって起こる二次被害に苦しむ場合もあります。

しかし、周囲の方の温かい声かけや深い理解は、犯罪被害者の助けになります。

皆様も、犯罪被害者週間中のこの日に、あなたの家族、職場の同僚、隣人が被害に遭ったらどのように行動するべきかを考えてみませんか。

【お問い合わせ先】

横須賀市 市民生活課 犯罪被害者等支援窓口

電話 046-822-7807

メール ls-ps@city.Yokosuka.kanagawa.jp



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョつとちゃん」

11月25日から12月1日は、犯罪被害者週間です。